

宇部市医師会産業医推薦等実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、宇部市医師会が事業者からの依頼を受けて労働安全衛生法に基づく産業医として会員を推薦する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦依頼)

第2条 事業者は、宇部市医師会に産業医の推薦を依頼する場合、推薦依頼書（様式第1号）を宇部市医師会長に提出するものとする。

(決 定)

第3条 宇部市医師会担当理事は、前条の依頼があった場合、理事会に諮り、産業医として推薦する会員を決定するものとする。

2 担当理事は、前項の決定について、事業者及び推薦された会員あてに通知するものとする。

(委嘱契約)

第4条 産業医の委嘱にあたって、事業者、推薦された会員及び宇部市医師会は、委嘱契約書（様式第2号）により契約を締結するものとする。ただし、事業者、推薦された会員及び宇部市医師会が合意の上、別に定める契約書により契約を締結することができる。

(疑 義)

第5条 本実施要領の施行にあたり疑義が生じた場合は、事業者、推薦された会員及び宇部市医師会が協議し、解決するものとする。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。